軽油代替燃料と軽油引取税

軽油代替燃料とは？

軽油に代わる燃料油として製造される以下の燃料油をいいます。

- バイオディーゼル燃料（ＢＤＦ）…植物油等を原料として製造される燃料
- ガストゥリキッド燃料（ＧＴＬ燃料）…天然ガスを原料として製造される燃料

等々

軽油代替燃料を製造・消費・譲渡する場合、
都道府県への事前承認申請が必要になる可能性があります！

事前承認申請が必要となる場合

- 軽油代替燃料と軽油やその他の石油製品を混和して燃料油を製造する場合
- 製造する軽油代替燃料が地方税法上の軽油規格に該当する場合
- 製造した軽油代替燃料が炭化水素成分を含んでおり、自動車の内燃機関の燃料として消費又は譲渡する場合

等々

上記以外の承認申請の要件については、裏面の「軽油代替燃料を製造・販売・消費する場合の事前承認手続と課税について」をご参照ください。

軽油代替燃料を使用される前に、
まずは、県税事務所にご相談を！

軽油代替燃料に関する問い合わせ

・千葉県税務課　軽油引取税室　043-223-2170
・千葉西県税事務所　軽油引取税課　043-279-7111
・松戸県税事務所　軽油引取税課　047-361-4036
・佐倉県税事務所　軽油引取税課　043-483-1116
・香取県税事務所　軽油引取税課　0478-54-1314
・茂原県税事務所　軽油引取税課　0475-22-1721
・木更津県税事務所　軽油引取税課　0438-22-7221

千葉県

2026.9

軽油代替燃料を製造・譲渡（販売）・消費する場合の事前承認申請と課税について

形態	ＮＯ	地方税法上の区分	事前承認の有無	課税の有無
代替燃料の単体製造	1	軽油規格に該当する場合	○ ※事前に製造承認申請が必要	○ ※消費又は譲渡（販売を含む）する段階で課税対象
	2	軽油規格に該当しない場合	△ ※炭化水素成分を含む場合には、自動車用燃料として消費又は譲渡（販売含む）する場合に事前承認申請が必要	△ ※炭化水素成分を含む場合には、自動車用燃料として消費又は譲渡（販売含む）する場合には課税対象
混和製造 代替燃料＋軽油又はその他の石油製品	3	軽油規格に該当する場合	○ ※事前に製造承認申請が必要	○ ※消費又は譲渡（販売含む）する段階で課税対象
	4	軽油規格に該当しない場合	○ **①軽油と炭化水素成分を含んだ代替燃料を混和製造する場合** ⇒事前に製造承認申請が必要 **②軽油以外の炭化水素油と代替燃料を混和製造する場合** ⇒自動車用燃料として消費又は譲渡（販売含む）する場合には、事前に消費又は譲渡承認申請が必要	△ ※自動車用燃料として消費又は譲渡（販売含む）する場合には課税対象
消費又は譲渡（販売）	5	**【炭化水素成分を含まない単体燃料】** **軽油規格に該当しない**場合（植物油100%等）	×	×
	6	**【炭化水素成分を含む単体燃料】** **軽油規格に該当しない**場合（ＧＴＬ等）	△ ※自動車用燃料として消費又は譲渡（販売含む）する場合には、事前承認申請が必要	△ ※自動車用燃料として消費又は譲渡（販売含む）する場合には課税対象
	7	軽油規格に該当する場合	製造する段階での事前承認申請が必要 （ＮＯ１参照）	○ 課税対象
	8	**【石油製品との混和燃料】** **軽油規格に該当しない**場合	△ ※自動車用燃料として消費又は譲渡（販売含む）する場合には、事前承認申請が必要	△ ※自動車用燃料として消費又は譲渡（販売含む）する場合には課税対象
地方税法の該当条項			• 法第144条の32第1項各号 • 法第144条の33各項（罰則規定）	• 法第144条の2第3項から第5項 • 法第144条の3第1項第5号
備考	※課税済軽油を混和して製造した燃料が課税となる場合、事前承認を受けていないと課税済軽油の数量分の税額は控除されず、混和燃料全量が課税対象となります。 ※軽油代替燃料を取り扱う場合には、管轄の県税事務所に事前に御相談ください。			

Universal Design Font
P-B10009